

# 令和元年の台風 15 号・台風 19 号及び豪雨災害被災者の皆様へ

## 税理士による完全予約制無料税務相談のお知らせ

千葉県税理士会茂原支部

予約 TEL 0475-26-7372 (平日、午前中のみ)

令和元年の台風 15 号・台風 19 号及びその後の豪雨災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害による建物等の損害があった場合には、所得税還付等、一定の軽減措置が適用されるケースがあります。還付等には、別途、所定の手続きが必要となりますので、ご案内いたします。

無料税務相談会は下記の通りです。是非ご利用下さい。

### 完全予約制個別相談会

| 日程        | 会場名          | 所在地        | 開催時間                                      |
|-----------|--------------|------------|---|
| 10月13日(火) | 茂原商工会館2階大会議室 | 茂原市茂原443番地 | 10:00~15:00<br>(12時より60分は休憩)<br>相談時間 各1時間 |

《お持ちいただきたいもの等》

り災証明書のほか、台風被害により破損した箇所を修繕した費用に係る領収書等が必要となります。

お持ちいただきたいもの(必要書類等)の詳細は、次ページに記載してあります。

#### ※ 注意事項等

- ・生活に通常必要ではない資産(別荘、書画骨董、宝飾品等のぜいたく品)の損失は、雑損控除の対象とはなりません。
- ・雑損控除等は、被害を受けた全ての方が適用できる制度ではありません。
- ・所得金額や損害額及び受け取られた保険金額によって、雑損控除の金額は異なります。
- ・コロナウィルス感染症に注意して、相談会を運営いたしますので
  - ① マスクの着用を厳守してください。
  - ② 会場への入室に際し、検温、消毒をお願いします(37度以上の熱がある場合、入室をお断りする場合があります。入退出の都度、消毒をお願いします)。
  - ③ マスクをはずして、他者に話しかけることはご遠慮ください。もし、そのような場合には、参加者の安全のため、退出をお願いすることとします。
  - ④ コロナウィルス感染症の拡大状況によっては、急遽、中止とさせていただく可能性があります。

## 【必要書類等】

**次の必要書類等を可能な限りご持参ください。**

- ・ 被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び取得金額の分かるもの（売買契約書など）
- ・ 被害を受けた自家用車の取得年月及びその取得価額などが分かるもの（売買契約書など）
- ・ 修繕費・取壊し費用などの災害関連支出が分かるもの（領収証等）
- ・ 保険金等で補填される金額がある場合、その金額が分かる書類
- ・ り災（被災）証明書の写し
- ・ 令和元年分源泉徴収票（サラリーマンの方）などの確定申告関係の書類
- ・ 振込先金融機関の口座番号（申告する方の名義の口座に限ります）の分かるもの、印鑑
- ・ 平成30年分、令和元年分の申告書の控え（毎年確定申告をされている方）